

**F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業（旧名称：長野県佐久市そら発電所（仮称）事業）
に係る環境影響評価方法書（再実施）に対する住民意見及び事業者の見解**

- ・ 公告日 : 令和2年9月10日（木）
- ・ 縦覧期間 : 令和2年9月10日（木）から10月9日（金）
- ・ 縦覧場所 : 長野県環境部環境政策課、長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課、
佐久市環境部環境政策課
- ・ 意見書募集期間 : 令和2年9月10日（木）から10月23日（金）
- ・ 意見書提出先 : 合同会社F S P S八風
- ・ 意見書提出件数 : 1件（13項目）

なお、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について寄せられた意見書の内訳は以下のとおりであった。

項目	項目数	意見No.
1 事業計画	3	1,5,6
2 地域概況	1	7
3 予測・評価全般		
4 大気質		
5 騒音		
6 振動		
7 低周波音		
8 水質		
9 水象		
10 土壌汚染		
11 地形・地質		
12 植物		
13 動物	4	8,9,10,11
14 生態系		
15 景観		
16 触れ合い活動の場		
17 文化財	1	12
18 廃棄物等		
19 温室効果ガス等		
20 その他の環境要素（電波障害）		
21 その他の環境要素（光害）		
22 その他	4	2,3,4,13

F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業（旧名称：長野県佐久市そら発電所（仮称）事業）に係る環境影響評価方法書（再実施）
 についての住民意見及び事業者の見解

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
1	事業計画	<p>計画地は稜線に近く、急傾斜のがけ地も有する。さらに、香坂川流域には、既に計画地より上流部の河川に隣接する場所に大規模な太陽光発電施設が建設されている。当該計画が実施されれば、流域の最上流部にあたるエリア面積に対して、樹木のない土地の割合が非常に高くなってしまふ。当該計画地を含むこのエリアは群馬県境にあたり、2019年の台風19号の際にも、当該地域の南に隣接する県境付近での豪雨で災害が引き起こされたことから、大雨の際に降水量が非常に多くなることが懸念される地域である。当該計画の実施により豪雨による土砂災害の危険が高まり、下流地域の水質の悪化も懸念されることから本事業の実施は中止の英断をされるべきである。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、事業者として十分に理解しております。本事業の計画にあたっては、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（平成28年4月、長野県）、長野県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きや「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」（平成30年4月、佐久市）に準拠し、防災や環境に十分に配慮して参ります。</p> <p>具体的に、①ご指摘の急傾斜のがけ地への防災の観点からは、切土は50cm以下、盛土は3m以下を基本とし、現況地形を最大限保存した造成計画としています。切土量につきましても、方法書再実施前の377,000㎡から方法書再実施において130,000㎡まで削減しました。また、造成及びパネルの設置範囲につきましても、地形勾配が25°以下の緩い傾斜地のみとします。準備書においては、住民・知事意見等を踏まえながら、造成エリア及び切土量を最小限に抑えられるよう更に見直しを行い、その内容を明らかにして参ります。なお、本事業では、計画地面積を方法書再実施前の約66haから方法書再実施において約58haまで縮小するとともに、太陽光パネル用地面積を方法書再実施前の約36haから方法書再実施において約31haまで縮小しております。</p> <p>②ご指摘の豪雨への対策につきましては、令和元年東日本台風（台風19号）の被害の際の被害状況及び降雨データを検証し、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（平成28年4月、長野県）に則りつつ、香坂ダム（農地防災ダム）との整合性を図りながら設計を行って参ります。香坂ダムとの整合性においては、佐久市等関係各所と適切に協議して参ります。その内容は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において明らかにします。</p> <p>③ご指摘の水質悪化へのご懸念につきましては、環境影響評価手続きの中で、開発行為に起因する災害や水質悪化等を最小限にするよう十分配慮して参ります。その内容は、準備書において明らかにします。</p>

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
2	その他	<p>当該計画地周辺の藤巻建設による太陽光発電施設の工事状況は、地形を無視した作業道敷設、道路敷設に伴う流量のある沢水の導水が少しの増水でも破損が懸念されるような簡易な可動式の設備であること、排水路も仮設資材で前者と同様の懸念があること、作業道法面の処理が簡易なもので斜面崩壊の危険があること、伐採時の樹木の取り扱いが未熟な作業跡がみられること、伐採した樹木の斜面下への投げ捨てがあること等、環境に配慮していない面が多々見られる。本事業の工事でも同様の事態が起こることが強く懸念されることから、事業の実施者としてふさわしいとは考えられず、本事業の実施は中止されるべきである。</p>	<p>ご指摘の既存の発電所につきましては、地域の皆様にご迷惑をおかけしないよう協定書を締結したうえ、地形を生かした管理道路配置や適切な排水施設及び防災池や法面処理工法の選定を心掛け、運転開始後においても、監視カメラ等による24時間監視や職員による週一回の巡視点検を行っております。また、地域の方々から発電所に対するご指摘を頂戴した場合は、速やかに対応させていただくこととしています。既設の発電所につきましては、再度点検を行い、ご指摘の点を留意しながら、改善すべき点は改善して参ります。</p> <p>また、本事業におきましては、ご指摘の点について、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」（平成28年4月、長野県）や「長野県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続きや「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」（平成30年4月、佐久市）において、専門の方々や関係各所からのご意見を頂戴しつつ、適切に対処して参ります。</p>
3	その他	<p>当該計画地周辺の藤巻建設による太陽光発電施設は、民有地のため立ち入り禁止とする看板が、既存の作業道や通り道などの存在を無視して県道入り口に建てられている。周辺の既存の通り道を分断してしまわないよう、配慮をされたい。</p>	<p>既存の発電所（計画地内の北東側の発電所）の市道入り口付近には、ご指摘の旨の看板を設置させていただいております。これは、かつて当該場所において一般廃棄物の不法投棄があったことから前所有者がバリケードを設置しておりましたが、当該民有地を取得して以降も、①現状、公衆用道路が機能しておらず水路により分断されていること、②通り道として機能しているのは既設の発電所の土地までであり、当該土地には既設の発電所があることから安全性への配慮のため、既存のバリケードに加え当該看板を設置させていただくことといたしました。他方で、公衆用道路が存在している以上、ご指摘の通りとも考えます。このため、バリケードの取り扱いについては、今後、佐久市を含め関係各所と協議のうえ適切に対応して参ります。</p> <p>なお、本事業においては、公衆用道路や認定道路等に配慮しながら土地利用計画を検討しておりますが、今後においてもご指摘の点に留意し、関係各所と協議のうえ適切に対応して参ります。</p>

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
4	その他	<p>要約書 p 5 に「地域住民の意向を把握しながら」とあるが、当該計画について中止の請願が出されていることから、これについて明確に記載し、計画の中止を再考されるべきである。</p>	<p>地元香坂西地区様から、前事業者に対して平成30年4月10日に本事業に対しまして抗議文が提出されていることは承知しております。前事業者から事業を継承した新事業者としましては、抗議文の中で頂戴したご意見を新設計の中に反映させつつ、地域住民の方々に事業計画の説明会や本事業に対するご要望をお聞かせいただける機会を頂戴し、本事業について再考いただけるよう、新事業者として香坂西地区様をお願いを致しました。それに対し、香坂西地区様より、令和2年7月、9月、10月に説明会及びご意見・ご要望をお聞かせいただく機会を頂戴することとなり、弊社のお願ひに対しましては、今後、継続的に対話の機会を頂戴できることとなりました。新事業者として地域の方々からのご意見、ご要望を本事業に反映させた上、本事業に対するご理解を賜る様、努力して参る所存です。</p>
5	事業計画	<p>要約書 p 64 に記載がある「香坂の湧水」を利用する方がいるが、盛土することとなっている。利用者への配慮が必要であることまた湧水のある場所に盛土をすると土砂崩れの危険が高い可能性があることから、盛土は避けるべきである。</p>	<p>計画地内の南部の道路脇に位置する通称「香坂の湧水」は、公共の施設ではなく私有財産です。当該施設は、近接して設置されている深さ約1.1mの浅井戸から配管を通じて流出しているものです。また、新事業者として、当該施設について、所有者の方から所有権の譲渡をすでに受けております。旧所有者は当該施設を一般の利用者に開放しておりましたが、新所有者としましては、一般の上水と違うことに加え、配管の老朽化に伴い衛生状況が悪化していたことから、施設をご利用いただく方々への水質上の保証が困難であると判断し、旧所有者の方や関係者の方に相談させていただき、看板の設置による周知期間（令和2年9月30日～11月末日）を設けたうえ、令和2年12月8日に当該施設を撤去させていただくことといたしました。</p> <p>また、本事業では、計画地内の地下水位の状況を把握するため、通称「香坂の湧水」の水源として設置されている浅井戸の水位のほか、計画地内でのボーリング調査や観測井においても地下水位を把握しております。造成設計にあたっては、地下水位の状況等を踏まえ、盛土の安定性や表面浸食に対する安全性についてシミュレーションを行い、安全性を確認しながら進めてまいります。</p>

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
6	事業計画	<p>計画地域の中には現在居住している住民がいらっしゃる。居住場所の周辺一帯が太陽光発電施設になることは、発電施設の反射光や送電施設の低周波、気候の変化その他による健康被害について未知の面が多いこと、景観面でも環境の変化が大きく、本計画にかかる事業者とのやり取りなども相当なストレスとなり心身への影響が非常に心配されることから、居住者がいらっしゃる場所での大規模発電施設の計画は人権への配慮を欠いた計画であると言わざるを得ない。居住者がいらっしゃる場所での計画はされてはならず、即刻中止するべきである。</p>	<p>ご指摘の通り、事業計画地内に居住されていらっしゃる方への配慮は重要なことであると新事業者として認識しておりました。そこで、新事業者としまして、事業承継以降、継続的に居住されていらっしゃる方にご負担にならないよう配慮しつつ、対話を重ねて参りました。その結果、居住されていらっしゃる方には、本事業に対するご理解・ご協力を頂戴する中で、事業計画地外にご転居いただくこととなり、すでにご転居も完了いたしております。</p>
7	地域概況	<p>3.4動植物の状況などについては、旧名称事業での準備書作成段階で実施されている環境影響評価の調査結果が反映されていない。旧名称事業での調査結果は、現地の状況を把握する上で大変貴重な情報である。旧名称事業での調査結果を反映させた上で方法書を作成すべきである。</p>	<p>旧名称事業では、平成29年10月に方法書を提出し、その後方法書に関する住民意見、知事意見等において調査地点の追加等のご意見を頂きました。その後、令和元年11月に、旧名称事業を進めていた前事業者から、新事業者である「合同会社FSPS八風」が事業を引き継ぎ、新名称事業となりました。その際に計画地の変更により、主に計画地の南東側の既存パネル用地の周囲に敷地が拡張したため、この範囲についても、追加的に調査を行って参りました。本事業では、以上の内容及び最新の事業計画を踏まえて、令和2年9月に新名称事業による方法書を長野県に提出し、方法書手続きを再度実施しております。方法書（再実施）に関しましては、改めて住民意見、知事意見等を頂き、その結果を踏まえて、環境影響評価の項目や調査手法等を選定することになります。このため、ご指摘を頂きました調査結果につきましては、すべての調査結果を整理したうえで、準備書にてお示しいたします。</p>

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
8	動物	<p>要約書p72の動物の調査範囲が植物と同じ周辺200mであるが、動物は植物と異なり移動能力があるため、周辺500m以上とするべきである。</p>	<p>「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成28年10月、長野県環境部）によると、動物における調査地域について、「一般的には、面的な開発の場合は周囲約200m程度を周辺区域とすることが多い。なお、中大型哺乳類や猛禽類その他鳥類等への影響が想定される場合には、広域的な現況を把握しておく必要があるが、動物相調査を広域について実施することは、調査量が膨大になる可能性が高いため、「注目すべき種及び個体群」の項目において、保全を図るべき特定の種又個体群等を対象とした調査とする。猛禽類、中・大型哺乳類等行動圏の大きい動物を対象にするときは、動物相の調査地域より、適宜調査地域を拡大する。」とされています。</p> <p>本調査計画も上記マニュアルに準じて計画していますが、ご指摘の種群の移動範囲が広範囲であることは理解しており、調査時において、確認種の貴重性や生態的に特徴がある種については既存知見などを加味した上で調査範囲や調査地点を適宜設定しながら調査を進めて参ります。</p>
9	動物	<p>動物の調査範囲のうち猛禽類については行動圏が広いいため周辺2km以上とするべきである。また調査範囲を計画地北側の主稜線までとしている理由を尾根が行動圏を規定するためとしているが、当該地域にはクマタカなどの大型猛禽類も生息しており、尾根を越えた行動圏を持つ。計画地と主稜線の標高差は300m程度であり行動圏を規定するほどではなく、調査範囲は主稜線で区切らず2km以上の範囲とするべきである。</p>	<p>調査地域・地点は、方法書p.251に示すように、事業の実施により動物に影響を及ぼすと予想される地域とし、希少猛禽類については、計画地から500m程度の範囲とし、調査結果に応じて適宜、調査範囲を拡大して行って参ります。なお、希少猛禽類の調査範囲は、計画地境界から500mの範囲を基本としておりますが、北側は、計画地のある香坂川流域を形成する主稜線までとしております。本主稜線は、急峻な尾根で周辺の地形を南北に分断しており、猛禽類の主要な行動圏を規定する役割を果たすと考えられ、また、主稜線の北側（御代田町側）は樹林に覆われていることから、調査定点を配置できず、地形的にも計画地側と連続した視認性を確保することが困難であることも考慮し設定しております。</p>

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
10	動物	<p>哺乳類調査地点に巣箱小10個大5個とされ2地点が示されているが、現地の状況によってヤマネやモモンガの生息が予想される場所が多い場合、場所によって個数や地点数を増減させるなど柔軟な対応をするべきである。センサーカメラやコウモリ類の調査地点についても同様に設置地点や個数の増減など、現地の状況により柔軟な対応をするべきである。</p>	<p>巣箱による調査は、ヤマネやモモンガの利用を想定し、サルナシ、マタタビ等の餌が多い場所や森林伐採の影響が大きいと考えられる森林伐採部の中央付近の計3地点に巣箱を設置し、各地点において方法書本編p.253の図に示すとおり巣箱小10個・大5個を基本として行っております。なお、巣箱に利用の痕跡等が確認された場合は、巣箱の回収時期を延長するなど柔軟に対応しております。</p> <p>センサーカメラについては、撮影状況を確認しながら、多くの種が確認できるよう設置位置を調整しながら行っております。</p> <p>コウモリ調査も、バットディテクター調査によりコウモリ類の空間利用状況を把握し、その結果をもとにかすみ網等の捕獲調査を行っております。</p> <p>以上のように、現地の状況により柔軟な対応を行っております。</p> <p>今後、巣箱による調査等を行う際には、ご指摘の点にも留意して行って参ります。</p>
11	動物	<p>新型コロナウイルスの影響により、種によってIUCNより新型コロナウイルスの感染状況によって捕獲調査の実施延期などの勧告が出されているものがある。これらの勧告を熟慮して調査を計画し、場合によっては感染終息後の調査実施するべきである。</p>	<p>ご指摘のIUCNの勧告については、2020年4月13日に勧告された内容であり、ヒトコウモリ感染の実態が明らかになるまでは、コウモリと接触する全てのフィールド調査（捕獲調査等）を一時中止することを推奨するものであると認識しております。本調査では、コウモリ類の捕獲調査法として”かすみ網調査”が該当すると認識しておりますが、方法書p.251～253に示しました”かすみ網”の調査については、IUCNの勧告の前に実施しております。なお、今後コウモリ類の捕獲調査が必要となる場合は、捕獲に係る承認機関と相談しながら進めることといたしますが、基本的にヒトコウモリ感染の実態が明らかになるまではコウモリと接触する可能性のある捕獲調査等は実施しない方針を考えております。</p>

No.	方法書区分	住民意見	事業者見解
12	文化財	<p>要望書p84埋蔵文化財が工事中に確認された場合の対応が記載されていないが、確認された場合は文化財調査を実施し調査結果をまとめた報告書を作成するべきである。</p>	<p>埋蔵文化財については、方法書p.12に記載の通り、佐久市教育委員会と文化財保護の観点から協議させていただいております。今後につきましては、方法書における住民意見・知事意見等を頂戴し、準備書でお示しする土地利用計画が確定したところで、再度、佐久市教育委員会と協議させていただくこととなっています。また、掘り込む必要がある調整池につきましては、すでに試掘調査を完了していますが、計画の変更に伴い追加の試掘調査等必要がある場合は、佐久市教育委員会の指導に従い、適切に対応して参ります。ご指摘の工事中に埋蔵文化財が確認された場合の対応については、必要に応じて調査員立ち会いのもと行う方向で佐久市教育委員会と協議中です。また、埋蔵文化財が確認された場合には、佐久市教育委員会の指導に従い、発掘調査等、適切に対応して参ります。なお、試掘調査等の結果は、準備書において明らかにいたします。</p>
13	その他	<p>工事中や工事後の調査計画が示されていない。「必要に応じて」の実施記載しているが、保全対策の必要性、効果の検証、環境への影響の有無を判断するための工事中や工事後の調査は必須である。工事中や工事後の調査計画を明示するべきである。</p>	<p>ご指摘をいただきました本事業の工事中、工事後の調査計画（「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」における事後調査計画）については、調査・予測・評価結果や環境保全措置の検討結果等を踏まえ、事後調査の項目・手法等を検討し、準備書において明らかにいたします。</p> <p>なお、事後調査を実施した際には、事後調査結果と予測評価結果との比較や環境保全措置の効果の検証等を実施し、その結果に応じて環境保全措置を見直すなど、適切に対応して参ります。事後調査結果については、事後調査報告書において明らかにします。</p>